

外国人留学生文化施設等無料観覧制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「外国人留学生文化施設等無料観覧制度」(以下、「無料観覧制度」という。)の運用に関する事項を定めることを目的とする。

(制度の趣旨)

第2条 県内の大学等の高等教育機関に在籍する外国人留学生に対し、県内の文化施設等の無料観覧を認めることにより、外国人留学生による県内の文化施設等の利用を促進し、外国人留学生の本県の文化、歴史等に対する理解を深め、留学生交流の推進を図る。

(対象者)

第3条 この制度により、県内の文化施設等を無料で観覧できる者は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定める「留学」の在留資格を取得し、県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程)(以下、「大学等」という。)に在籍する外国人留学生(以下、「留学生」という。)とする。

(対象施設)

第4条 無料観覧できる施設及びその範囲は、県内の博物館、美術館、資料館などの文化施設等で、当該施設の設置者が、本制度による留学生の無料観覧を認めた施設(以下、「対象施設」という。)及び範囲とする。

(申請)

第5条 本制度による無料観覧を希望する留学生は、予め、在籍する大学等を通じて、「外国人留学生文化施設等無料観覧証申請書」(様式第1号)及び学生証のコピーを知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を受理した大学等は、速やかに知事に報告するものとする。

3 知事は、無料観覧を認めることが適当と判断した場合には、大学等を通じて「外国人留学生文化施設等無料観覧証」(様式第2号)(以下、「無料観覧証」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用の方法)

第6条 無料観覧証の交付を受けた留学生が対象施設を利用する場合には、対象施設の受付窓口において、無料観覧証及び学生証を提示しなければならない。

2 無料観覧証の有効期間は、申請者が申請時に在籍している大学等に在籍している期間に限り有効とする。

3 無料観覧証の利用は、交付を受けた本人に限るものとし、他人への貸与又は譲渡は認めないものとする。

(無料観覧証の再交付)

第7条 無料観覧証の交付を受けた者が、無料観覧証を紛失又は破損した場合には、本人の申請により再交付を認めるものとし、この場合の申請については、第5条の規定を準用する。

2 無料観覧証の再交付を受けた者が、紛失した無料観覧証を発見した場合には、速やかに発見した無料観覧証を知事に返却するものとする。

(無料観覧証の返却)

第8条 虚偽又は不正な手段で無料観覧証の交付を受けた場合、無料観覧証を不正に使用した場合及び無料観覧を認めることがふさわしくないと判断される場合には、無料観覧証を返却させることができるものとする。

(対象施設の広報)

第9条 知事は、対象施設の案内書を作成し、無料観覧証の交付を受けた留学生に配付するものとする。

(事務担当)

第10条 この制度に関する事務は、生活環境部国際課で行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月14日から施行する。